

# 簿冊非公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)第5条第1項(個人に関する情報)に該当

電子複写不可

原本史料

聯合軍司令部  
ノ質問ニ対スル

回答文書綴

7/28

昭和二十三年三月二十七日復員庁復員局史實調査部

防衛研修所戦史室

